

令和 5 年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況

1 制度の概要

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第 25 号。以下「条例」といいます。）は、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を図り、県政の適正かつ効率的な運営並びに県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、公文書等の管理に関する基本的事項を定めています。

このうち、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等に係る事項として、

① 実施機関からの移管（条例第 9 条第 1 項）

② 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人からの寄贈又は寄託（条例第 2 条第 4 項第 2 号）

による受入れを行い、三重県総合博物館（以下「博物館」といいます。）において永久に保存する（条例第 12 条第 1 項）とともに、利用の請求があったときは、条例に掲げる場合を除き、これを利用させなければならないこと（条例第 14 条第 1 項）、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないこと（条例第 25 条）等が規定されています。

2 対象期間

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

時点については、令和 6 年 3 月 31 日現在の状況

3 特定歴史公文書等の所蔵点数及び目録の公表状況

知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で、博物館において永久に保存しなければならないが、また、特定歴史公文書等の分類、名称その他の特定歴史公文書等の適切な保存及び利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないとされています（条例第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項）。

令和 6 年 3 月 31 日現在で、博物館に所蔵している特定歴史公文書等は、27,765 点です。

特定歴史公文書等の総所蔵点数	27,765 点
----------------	----------

4 利用請求及び処理の状況

(1) 利用請求件数

知事は、特定歴史公文書等について利用請求があったときは、利用制限情報が記録されている場合を除き、これを利用させなければならないこととされています（条例第 14 条第 1 項）。

令和 5 年度中に行われた利用請求は 42 件であり、また、これとは別に、特定歴史公文書等を移管した実施機関が、その所管事務又は事業を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、条例第 22 条に移管元実施機関による利用の特例が規定されており、当該特例による利用請求が 1 件行われています。

(単位：件)

利用請求件数（移管元実施機関による利用の特例を除く。）	(参考) 移管元実施機関による利用の特例の件数	
	うち本人からの利用請求の件数	
42	0	1

(2) 利用請求の処理状況

知事は、利用請求があった特定歴史公文書等について、条例第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる利用制限情報が記録されているかどうかを審査した上で、利用の可否について決定（利用請求に対する処分。以下「利用決定」といいます。）を行うこととなっています。

令和 5 年度中になされた利用請求 42 件のうち、利用決定によりその処理を完了したもの（処理済み）は 42 件（100%）となっています。

(単位：件)

利用請求件数 (再掲)	令和 4 年度に利用請求があり、令和 5 年度に処理を繰越したもの	利用請求の処理状況		
		処理済み	取下げ	処理中
42	0	42	0	0

(注) 「取下げ」は、利用決定前に利用請求者が利用請求を取り下げたことにより、その処理を完了しているものを表しています。

5 利用決定の状況

(1) 利用決定件数

令和 5 年度では、42 件の利用決定が行われており、その内訳をみると、全部利用決定（全部を利用できる旨の決定）は 38 件（90.5%）、一部利用決定（利用制限情報を除いた部分を利用できる旨の決定）は 4 件（9.5%）、全部利用制限（全部に利用制限情報が記録されており利用できない旨の決定）は 0 件となっています。

また、一部利用決定がなされた 4 件について、利用制限情報の内訳をみると、いずれも個人に関する情報（条例第 14 条第 1 項第 1 号ロ）となっています。

(単位：件)

利用決定件数													
42	全部 利用 決定 38	一部利用決定						全部利用制限					
		利用制限情報（条例第 14 条該当性）						利用制限情報（条例第 14 条該当性）					
		第 1 号			第 2 号	第 3 号		第 1 号			第 2 号	第 3 号	形式不備
		イ	ロ	ハ				イ	ロ	ハ			
		4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1 1 件の文書に複数の利用制限情報が記録されている場合があるため、利用制限情報欄の数は延べ数で表示しています。

2 「形式不備」とは、目録に記載のない特定歴史公文書等について利用請求をした場合等です。

(2) 利用決定までの期間

令和 5 年度中になされた利用決定 42 件について、その利用決定までの期間をみると、延長をしなかった 42 件のうち、30 日以内に利用決定を行ったものは 42 件でした。

また、30 日以内の延長を行ったもの及び特例延長を行ったものはありません。

(単位：件)

利用決定件数（再掲）									
	延長をしなかったもの			30 日以内の延長			特例延長		
		30 日以内	期限超過		期限内	期限超過		期限内	期限超過
42	42	42	0	0	0	0	0	0	0

6 利用の状況

特定歴史公文書等の利用の方法については、条例第 20 条に基づき、次に掲げる方法のうち三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則（令和 2 年三重県規則第 44 号）で定める方法とされています。

- ① 文書又は図画の閲覧又は写しの交付
- ② 電磁的記録を専用機器により再生又は映写したものの閲覧又は視聴
- ③ 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- ④ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

特定歴史公文書等の利用の状況をみると、利用件数 41 件のうち、閲覧・視聴によるものが 24 件、写しの交付によるものが 19 件となっています。

(単位：件)

利用件数							
	閲覧 視聴	写しの交付	文書又は図画			電磁的記録	
			用紙への複 写（枚）	その他 （枚）	印画 （枚）	複写 （枚）	その他 （枚）
41	24	19	0	0	0	21	0

(注) 令和 4 年度中に利用決定がなされ、令和 5 年度に利用請求者が利用した場合及び令和 5 年度中に利用決定がなされていても、同年度中に利用請求者が利用していない場合があるため、利用件数は利用決定件数（5(1):42 件）と必ずしも一致しません。

7 審査請求の状況

令和 5 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する審査請求は提起されませんでした。

8 訴訟の状況

令和 5 年度において、利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に対する訴訟は提起されませんでした。

9 利用の促進の状況

(1) 複製物の閲覧による利用の状況

三重県特定歴史公文書等の利用等に関する規則第 22 条では、特定歴史公文書等の利用の促進を図るため、同規則第 10 条から第 20 条までに定める手続を経なくとも、簡便な方法で利用に供

することができる方法を定めることができるとしています。

これに基づき、特定歴史公文書等について複製物が作成されたものを閲覧する方法による利用の状況をみると、16 件が複製物の閲覧によって利用に供されています。

(単位：件)

複製物の閲覧による利用に 供した件数	閲 覧 点 数 (点)	利用請求による利用件数（再掲）			複製物の閲覧 ＋ 利用請求	
			閲覧等	写しの交付	利用件数	年間閲覧数
16	90	41	24	19	57	40

(2) 複製物の作成の状況

特定歴史公文書等の複製物の作成の状況は、「文書又は図画」1,367 点、「電磁的記録」8,533 点、全体で9,900 点となっています。

(単位：点)

複製物作成点数		
	文書又は図画	電磁的記録
9,900	1,367	8,533